

(健 I 285) (地 485) (法安 208)

令和 2 年 3 月 2 4 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽鳥 裕

城守 国斗

(公印省略)

アルカリホスファターゼ (ALP) 及び乳酸脱水素酵素 (LD) の測定法の  
変更に係る対応について

今般、厚生労働省より標記について別添 1 の事務連絡が発出されました。また、国際的な臨床検査の標準化を踏まえ一般社団法人日本臨床化学会より、別添 2 のとおり本会会長宛に周知依頼がありました。

ALP 及び LD の検査方法については、本年 4 月 1 日より 1 年をかけて、現行の「JSCC 法」から順次、諸外国で広く用いられている「IFCC 法」へ切り替えが実施されることとなります。新たな測定法となる IFCC 法は JSCC 法に比べ、

- ・ ALP については、測定値及び基準値の範囲が 1/3 程度になる
- ・ LD については、測定値及び基準値の範囲に変更はないものの、肝疾患などでは JSCC 法に比べ低値傾向になる

とされています。

医療機関で検査を行っている場合にあっては、体外診断用医薬品及び分析装置において必要となる対応を行い、当面の間、ALP又はLDの測定項目の名称の語尾に「IFCC」又は「IF」等の略称を付記する等、IFCC法の測定結果であることを明示することとし、検査を衛生検査所に委託している場合にあっては、測定法の変更時期や測定法変更後の表記について、衛生検査所との十分な情報共有をしていただきますようお願い致します。

また、院内への周知に当たっては、医療安全に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医療機器の安全使用のための責任者等に対しても周知いただき、診療に際して誤認のないよう重ねてお願い申し上げます。

なお、厚生労働省からは別添 3 の関係団体に同様の事務連絡をしていることを申し添えます。